

もんじゅにおける保安規定遵守義務違反等について

平成24年12月12日

原子力規制庁

1. 経緯と概要

日本原子力研究開発機構(JAEA)は、もんじゅに関し、保全計画に定められた点検時期を超過している機器が9,679個確認されたこと等に関し、11月27日、当庁へ報告(第15回原子力規制委員会で報告済み)。

当庁は、本年度第3回保安検査(11月26日～12月11日)において、本件に関する事実関係を確認してきたところ、これまでに確認できた主要な点は以下の通り。

- 事業者報告においては、保全計画に従った保守点検が行われず点検時期の超過があった機器が9,679個とされているが、保安検査官が確認したところ、根拠となる文書等が整理されておらず、全体像の検証はできない状況であった。少なくとも、点検超過とされていない1つの機器(クラス1機器)について、実際には点検時期を超過しており、現時点においても点検がなされていないことを確認した。
- 9,679個のうち停止中に機能要求がある機器について、事業者が作成したリストでは476個(クラス1機器63個を含む)とされていたが、保安検査官が根拠となる文書等を確認したところ、476機器以外にも少なくとも1機器は同様のものがあること、また、476機器のうち点検超過していないにも関わらず超過とされていたものが3機器あることを確認した。
- 保安検査官は82機器を抜きとり、根拠となる文書等を確認し、このうち4機器については、適切な評価をせず点検間隔等が変更されていたこと、また、現時点においても点検がなされていないことを確認した。
- 以上の通り、現時点では、事業者の情報等が整理されておらず、点検超過機器の具体数や安全性への影響の程度等、本件の具体的詳細を確認することが出来ない状態である。

2. 本件の原子炉等規制法上の位置付け

事業者は、保安規定において、機器等の保守管理のために保全計画を定めること、また、保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する等としており、今回、保全計画に定めた通りの保守点検がなされていないことから、原子炉等規制法第37条第4項に定める保安規定遵守義務違反及び第35条第1項に定める保安措置義務違反に該当する。

3. 今後の対応

これまで確認された事実から、本件については、

- 保全計画に従った保守点検が行われず点検時期超過となった機器があること
- 点検時期を超過した機器には、安全上重要度の高いクラス1機器も含まれていることから、原子炉等規制法第35条第1項及び第37条第4項に違反するものであり、原子炉の保全が適切に実施されていないものと判断する。

また、現時点においても違反が継続している状態であること、件数が膨大であり組織的要因も考えられること、平成22年度に同様の事例の発生が無いことを確認していたにも関わらず、このような事態が発生したものであることを踏まえ、以下の措置を講ずることとする。

(1) 第36条第1項に基づき、下記のとおり保安のために必要な措置を講じ、平成25年1月31日までにその結果について報告することを命ずる。

- 点検時期を超過している未点検機器について、原子炉施設の安全性への影響に留意しつつ、早急に点検を行うこと。
- 保安規定に基づく原子炉施設の保全の有効性評価を行い、その結果を踏まえ、点検計画表を含む保全計画の見直しを行うこと。

(2) 第67条第1項の規定に基づき、下記の事項について、平成25年1月31日までに報告することを命ずる。

- 今般の保守管理上の不備に係る事実関係の調査結果
- 今般の保守管理上の不備が発生するに至った原因究明、再発防止対策に関する検討結果
- 組織的要因(責任の所在を含む)・企業風土の問題等の根本原因分析結果及び当該結果を踏まえた再発防止対策

当庁としては、事業者からの報告を受け、内容を確認の上、その後の対応等に関し、改めて原子力規制委員会に諮ることとする。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(昭和32年法律第166号)(抜粋)

参考

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第三十五条 原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 原子炉施設の保全

二・三 (略)

2 (略)

(施設の使用の停止等)

第三十六条 原子力規制委員会は、原子炉施設の性能が第二十九条第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は原子炉施設の保全、原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

(保安規定)

第三十七条

1～3 (略)

4 原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5・6 (略)

(報告徴収)

第六十七条 原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者等に対し、第六十四条第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、その業務に関し報告をさせることができる。

2～5 (略)

研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則
(平成12年総理府令第122号)(抜粋)

(原子炉施設の保守管理)

第三十条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉の運転中及び運転停止中における原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置に関し、原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ (略)

ロ 原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等(以下この号において「点検等」という。)の方法、実施頻度並びに時期に関すること。

ハ (略)

ニ 原子炉施設の点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ホ ニの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置に関すること。

ヘ (略)、五～七 (略)、2 (略)

(案)

文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 鈴木 篤之 宛て

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定
に基づく保安のために必要な措置命令について

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、平成24年11月27日、貴機構から高速増殖原型炉もんじゅにおける保守管理上の不備に関する報告を受け、同年11月26日から12月11日までの平成24年度第3回保安検査において事実関係の確認を行った。

その結果、報告された一部の機器について、保守管理の実施に関する計画（以下「保全計画」という。）に定める時期に点検が適切に実施されていないこと及び保全計画に定める点検等の評価が適切に実施されていないことを確認し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第35条第1項の規定に基づく研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号）第30条第1項第4号の規定に違反していると認められる。

このことから、貴機構に対し、同法第36条第1項の規定に基づき、下記のとおり保安のために必要な措置を講じ、平成25年1月31日までにその結果について報告することを命ずる。

なお、この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により当委員会に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- (1) 点検時期を超過している未点検機器について、原子炉施設の安全性への影響に留意しつつ、早急に点検を行うこと。
- (2) 保安規定に基づく原子炉施設の保全の有効性評価を行い、その結果を踏まえ、点検計画表を含む保全計画の見直しを行うこと。

以上

(案)

文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 鈴木 篤之 宛て

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定
に基づく報告の徴収について

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、平成24年11月27日、貴機構から高速増殖原型炉もんじゅにおける保守管理上の不備に関する報告を受け、同年11月26日から12月11日までの平成24年度第3回保安検査において事実関係の確認を行った。

その結果、保守管理の実施に関する計画に定める時期に点検が適切に実施されていない等保守管理上の不備が確認され、さらに貴機構から提示された今般の保守管理上の不備に係る情報提供が不十分であった。

当委員会は、本事案について事実関係及び原因等の詳細な調査を行うため、貴機構に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第67条第1項の規定に基づき、下記の事項について、平成25年1月31日までに報告することを命ずる。

なお、この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により当委員会に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分、処分の取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- (1) 今般の保守管理上の不備に係る事実関係の調査結果
- (2) 今般の保守管理上の不備が発生するに至った原因究明、再発防止対策に関する検討結果
- (3) 組織的要因（責任の所在を含む）・企業風土の問題等の根本原因分析結果及び当該結果を踏まえた再発防止対策

以上

もんじゅに関する命令等に対する独立行政法人日本原子力研究開発機構 からの報告について

平成25年2月6日
原子力規制庁

1. これまでの経緯

日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)のもんじゅにおいて、保全計画に定められた機器の未点検が確認されたことに関し、本年度第3回保安検査(11月26日～12月11日)において事実関係を確認した結果、点検時期超過の機器が相当数あること、これらには安全上重要度の高いクラス1機器も含まれること、違反が継続している状態であることが確認されたが、事業者の情報等が整理されておらず、点検時期超過の機器数や安全性への影響等具体的詳細は確認できなかった。

本件については、原子炉等規制法第37条第4項に定める保安規定遵守義務違反及び同法第35条第1項に定める保安措置義務違反であると判断し、昨年12月13日、原子力規制委員会(以下「委員会」という。)からJAEAに対し、同法第67条第1項に基づき、事実関係、原因及び再発防止対策、組織的要因・企業風土の問題等の根本原因分析等に係る報告をすること、また、同法第36条第1項に基づき、点検時期を超過している未点検機器の早急な点検実施や保全計画の見直し等の措置を講じることを命じた。また、JAEAの主務官庁である文部科学省に対しても、本件に対する評価や対応について回答を要請した。

これらに対し、本年1月31日、JAEAからの報告及び文部科学省からの回答を受けた。

2. 事業者等からの報告等の概要

(1) JAEA からの報告の概要

- ・電気・計測制御機器を対象に調査した結果、点検時期を超過して未点検状態となった機器の総数は9,847個(11月公表時は9,679個)。うち11月末時点で点検未了であったのは4,545個(11月公表時は5,202個)。これらについては、点検時期の延長手続き等の実施及び点検の実施により不適合に対する是正を措置。なお、1月末までに、クラス1機器等193個について点検を終了。
- ・今回の問題を受け、保全活動全般に対して有効性評価を実施し、点検計画表に点検実績と次回点検時期を記載する等保全計画を見直し。警報機能を持った保守管理システムの試運用を平成25年度から行う予定。
- ・直接原因は、点検実績・期限が未確認だったこと、点検計画の進捗管理や不適合管理ができていなかったこと等9つの要因。再発防止対策として、点検計画表の見直し、実績管理表の作成、実効的な教育等を実施する。
- ・組織的要因・企業風土の問題等根本原因は、有効性評価等のマネジメントが不十分だったこと、経営層と現場とのコミュニケーションが不十分であったこと等5つの要因。再発防止対策として、業務管理範囲の適正化、要員の増加、経営層への報告義務づけ、安全文化の醸成等を実施。

(2)文部科学省からの回答の概要

- ・本件はもんじゅの安全性への信頼を著しく傷つけるものであり誠に遺憾、「安全確保の徹底」、「法令遵守」と定めているJAEAの中期目標の適切な遂行の観点からも極めて不適切。
- ・文部科学省としても重く受け止め、本件対応に関し、委員会の命令に真摯な対応を図ること、第三者から確認を受ける仕組みを構築することをJAEAへ文書で伝達した。
- ・安全確保の観点から必要な体制強化・予算措置等の手当てについて責任を持って検討する。

3. 今後の対応

JAEAからの報告に関し、事実関係の把握状況、機器の点検実施状況、保全計画の見直し状況等について、各種根拠を含めて確認するとともに、責任の所在を含めた組織的要因に関する事実認定を行うことが必要。これらについて、現地への立入検査やJAEAへのヒアリング等を通じて作業を進めることとする。

当庁としては、立入検査等の結果も踏まえて事実認定を行うとともに、事業者が挙げた原因と再発防止対策の妥当性等について評価を進め、その後の対応等に関し、委員会に諮ることとする。また、JAEAの報告に係る評価結果を踏まえ、文部科学省における対応状況について確認する。

高速増殖原型炉もんじゅに関する命令等に対する 日本原子力研究開発機構からの報告に係る確認状況について

平成25年3月19日
原子力規制庁

1. これまでの経緯

昨年11月、日本原子力研究開発機構(以下、「JAEA」と言う。)のもんじゅにおいて、保全計画に定められた機器の未点検が確認されたことに関し、原子力規制委員会(以下、「委員会」と言う。)は、原子炉等規制法に基づく保安規定遵守義務違反及び保安措置義務違反と判断し、昨年12月13日、JAEAに対して、事実関係、原因及び再発防止対策、組織的要因・企業風土の問題等の根本原因分析等に係る報告をすること、及び、点検時期を超過している未点検機器の早急な点検実施、保全計画の見直し等の措置を講じることを命じた。

本件については、原子力規制庁において、本年1月31日、JAEAから提出された報告書(以下、「報告書」と言う。)に関し、立入検査(2月14日、15日)やヒアリング、平成24年度第4回保安検査(3月4日～22日予定)を通じて各種根拠を含めて、事実関係、機器の点検実施状況等を確認するとともに、組織的要因に関する事実認定を行う作業を進めてきているところ。

2. 現状

現時点においても、事実関係の確認を継続しているところであるが、これまで作業した範囲において、以下の様な修正や誤りが確認されている。

- 安全上重要なクラス1機器の点検実施個数に関し、点検実施状況リストの確認を行わず、口頭のみでの確認で済ませたために誤りが生じ、後日、報告書が修正された(本年2月8日、委員会に報告あり)。
- 立入検査において、報告書では点検済みとされていたクラス2、3機器に関して、計画に基づく点検が行われていなかった機器の存在が確認された。
- 現在実施中の保安検査において、報告書では点検時期の超過が認められないとされていた部署の機器についても、過去に点検期限を超過していた機器(クラス1を含む)があることが判明した。

3. 今後の対応

以上に述べたとおり、JAEAが原子力規制委員会に提出した報告書について、そのベースとなる事実認定に不十分な点があることが確認された。

原子力規制庁としては、引き続き、保安検査やヒアリングを通じて事実認定を進めることとし、その上で、直接的原因や組織的要因・企業風土の問題等根本原因についても分析・整理を進め、改めて、その後の対応等に関し、委員会に報告することとする。